

船舶事故調査報告書

令和5年5月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和4年6月28日 01時03分ごろ～01時25分ごろの間）
発生場所	不明（北海道羅臼町羅臼港南東方沖）
事故の概要	漁船第十三孝誠丸は、南東進中、甲板員1人が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和4年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十三孝誠丸、4.9トン HK3-116094（漁船登録番号）、個人所有 11.83m(Lr)×3.04m×0.97m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、平成4年3月
乗組員等に関する情報	船長 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年7月23日 免許証交付日 令和4年4月7日 （令和9年8月13日まで有効） 甲板員A 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年7月2日 免許証交付日 令和4年4月6日 （令和9年8月6日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、海面水温 約12～13℃
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか2人が乗り組み、ほっけ刺し網漁の目的で、令和4年6月28日00時58分ごろ、羅臼港の南東方6海里（M）付近の漁場に向け、同港の岸壁を出発した。（写真1参照）



写真1 本船

船長は、法定灯火を表示し、0.5Mレンジとしたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の背もたれ付きの椅子に腰を掛けて操船に当たり、港口に向けて約6～7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行していたところ、離岸後間もなくして、甲板員Aが、いつものように操舵室に入室して出入口の階段に腰を掛けたのを確認した。

別の甲板員2人は、操舵室後方の船室で休息していた。

船長は、羅臼港南防波堤を左舷方に見て通過する頃、針路を漁場に向けて自動操舵とし、約14～15knの速力で南東進中、先航する僚船の船長と漁業無線で漁況などの情報交換を行っていたところ、01時03分ごろ、操舵室出入口の扉が閉まる音がして甲板員Aが無言のまま退出したので、いつものように小用を足しに行ったものと思った。

船長は、甲板員Aが操舵室退出後しばらくしても戻らないことをおかしいと思いつつ航行を続けていたところ、漁場に到着したので停船し、ベルを鳴らして操業の合図を行ったが、甲板員2人が甲板に集合したのみで甲板員Aが見当たらず、船内を捜索したものの、01時25分ごろ甲板員Aが船内にいないことを知った。

船長は、甲板員Aが落水したものと判断し、僚船の船長に漁業無線で甲板員Aが行方不明となっていることを伝えて漁業無線局への通報を依頼した後、GPSプロッターに記録された航跡をたどりながら付近海域の捜索を行ったが、甲板員Aを発見できなかった。

甲板員Aは、漁業無線局から通報を受けた海上保安庁所属の巡視船艇及び航空機、並びに僚船により捜索が行われたものの発見されず、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

乗組員は、本船にトイレがなく、ふだん、操舵室右舷後部出入口後方の上下2段になったブルワークの下段に立ち、腰と膝の中間付近の高さにある手摺りを左手で掴み、小用を足していた。（写真2、3、4参照）



写真2 本船を船尾側から望む

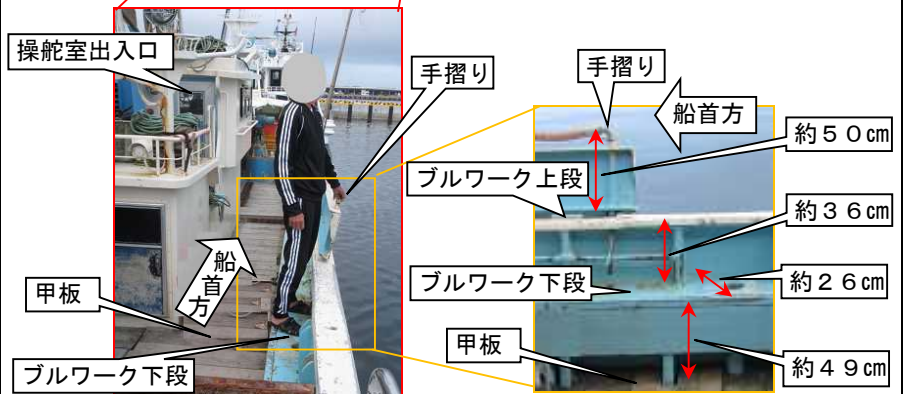


写真3 小用を足す姿勢
(イメージ)

写真4 手摺り及びブルワーク
の高さ

甲板員Aは、約40年の刺し網漁の経験があり、平成4年から船長と共に本船に乗り組んでいた。

甲板員Aは、本事故時、薄手の防寒着及びカップのズボンを着用し、ゴム長靴を履いており、救命胴衣を着用していなかった。

甲板員Aは、本事故時、携帯電話を所持しておらず、本事故後、携帯電話が自宅で発見された。

船長は、本船が南東進中、数回、他船の航走波を受けて船体の動揺を感じており、小用を足していた甲板員Aが、船体が動揺した際、手摺りを掴んでいたものの、手摺りの位置が低くて身体を支えることができず、身体のバランスを崩して落水したのではないかと本事故後に思った。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
不明

甲板員Aは、落水して行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。

甲板員Aは、本船が羅臼港南東方沖を南東進中、01時03分ごろ操舵室を退出し、01時25分ごろ船内にいないことが判明したこと

	<p>から、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、小用を足していたところ、他船の航走波により船体が動揺した際、腰と膝の間付近の高さにある手摺りを掴んでいたものの、手摺りの位置が低くて身体を支えることができず、身体のバランスを崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者がいないことから、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員Aは、救命胴衣を着用していなかったこと、また、夜間に自身の存在を示すことができなかったことから、本船等により捜索が行われたものの発見されず、行方不明となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が羅臼港南東方沖を南東進中、甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上では常に救命胴衣を着用するとともに、夜間に航行する場合は、救命胴衣灯を装備することが望ましい。 ・ 小型漁船の乗組員は、船体が動揺している場合、ブルワーク付近の落水の危険がある場所に立たないこと。 ・ 小型漁船の船舶所有者は、小用の際に身体を支えることができる位置の高さに手摺りを設置し、また、可能であれば簡易トイレを設置することが望ましい。 ・ 小型漁船の乗組員は、防水パックに入れるなどの防水措置を施した携帯電話を常に携行し、落水時の連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図

